



# なにが学校図書館職員「問題」なのか

中村百合子

## 日本の学校図書館職員「問題」の存在

先日、日本に学校図書館職員「問題」があると言っているのかと、日本の学校図書館関係者に問いかけて、面食らってしまった。私は、日本の学校図書館の発展、ひいては日本の教育において子どもたちの自由で自主的、自律的な学びを促すことがなかなかかなわない実際の大きな原因のひとつが、学校図書館への職員、いや、学校図書館専門職の配置が進まないことだとずっと思ってきたからである。このできごとがあって、その問いかけの真意はともかく、私がなにを日本の学校図書館の職員について「問題」と認識しているのかをみなさんに話して、「問題」意識を共有してくれる人を増やさないことには、その社会的な「問題」解決などあり得ないのだと、私ははっきり認識することになった。

近年、日本の学校図書館関係者の間では、1990年代に主として米国で開発が進んだ情報活用プロセスモデルを応用した情報リテラシーの育成や、学習指導要領で「探究的な学習」「問題の解決や探究活動の過程」などとして提案された学習活動の支援といった実践が広まっているようだ。そうした学習活動の第一段階はいっばんに、「課題の定義」である。これはたとえばBig 6 Skills Modelで、「情報を使って解決すべき問題を定義すること」と「必要とされる情報を特定すること」に分けられるとされる。私たちも、もしもこの「問題」があることを認め、その解決に取り組もうとするならば、まずは「問題」をよく認識しなければならないということだ。私たちはまだ、この第一段階にいるというわけだ。本稿で示すのは私個人の「問題」認識なので、このあとみなさんとの対話が進めば、社会的には異なって「問題」が認識されることもあり得るといふ、そういう段階である。

さて私は、『占領下日本の学校図書館改革：アメリカの学校図書館の受容』（慶應義塾大学出版会、2009）を著したとき、研究の背景を説明するのに、以下のような図を示した（この図の説明については

図「日本の学校図書館をとりまく構造的な問題」

「情報教育」の登場	
乱立する学校図書館関連団体	
複雑な学校図書館職員制度	安易で中途半端な学校図書館職員養成
学校図書館政策の一貫性の欠如	
学校図書館を必要としない日本の学校文化の諸要素	日本の学校図書館の理論の説得力不足

表層  
深層

同書の序論をお読みいただきたい。戦後初期の日本に、アメリカから学校図書館（school library）の概念、実践が本格的に移入された。だがそれから60年以上が過ぎて、現在の日本で学校図書館が実際に機能するには、改めて深く掘り下げてアプローチしなければならない歴史的・文化的構造があると考えられる。この「構造的な問題」の各要素は相互にからみあっているのだが、そのうち表層に現れ出ている最も大きなものが、日本独自の学校図書館職員問題というのが私の認識である。

## 学校図書館専門職に対する共通認識の欠如

ご存知のとおり、1953年に成立した学校図書館法の第5条には、「学校図書館の専門的職務を掌らせる」として司書教諭が規定された。が、これは同時に「教諭をもつて充てる」とされ、また附則第2項では「当分の間」「置かないことができる」とされた。これらの規定に基づき、専任の司書教諭の配置はその後、ほとんどの地域・学校で行われなかった。そしてじょじょに、学校図書館の仕事のために多くの非正規の職員が雇用されるようになっていった。一方でアメリカでは、1957年のスプートニク・ショックから科学教育等が再編されて、学校図書館は大きく発展することとなった。学校図書館専門職のスクール・ライブラリアン（school librarian）の採用はこの時期に進んだ。占領開始の1940年代半ば時点では、アメリカでも、学校図書館職員について、スクール・ライブラリアンとティーチャー・ライブラリアン（teacher librarian）という二つの呼び方があるが、概念は若干混乱していた。

しかしアメリカの場合は、どちらにせよ「ライ

ブラリアン」であった。これには、20世紀初頭からすでに、M.デューイとアメリカ図書館協会が教育界に各種の働きかけをしていたことが背景にある。日本では、占領後期1950年に教師たちによって全国学校図書館協議会が誕生しており、学校図書館法制定の過程で司書「教諭」が選択されて法制化され、また公共図書館や大学図書館の先輩から学んでいた学校図書館関係者が独立独歩をはじめた。そもそも、図書館専門職のまとめり方や、図書館専門職の考える社会の理念・理想を伝え、図書館専門職の働きに対する社会の理解と支持を拡げるために運動することについての戦略的な発想やそのための具体的な動き方が、両国では歴史的におそらく大きく異なっているのだと思う。

以上に述べたことを整理して私の認識を示せば、学校図書館専門職について社会的な理解と支持を得るために日本で足りないものは、まず、確固たる専門性の基盤であり、それを他者に説明するための論理である。学校図書館専門職の専門性とはなにか。図書館について教育について独自の専門性をもつことをいかに説得的に他者に説明するか。アメリカでは、すでにこれについて一世紀の積み重ねがあり、そのなかで専門職の養成が続けられてきていて、養成教育を受けると、一定程度練られてきた論理を叩きこまれる。一方で、日本には学校図書館関係者の間ですら、学校図書館専門職についての共通認識がいまだに無いのである。これこそが、私は日本の学校図書館職員「問題」の根本だと思っている。

#### 学校図書館専門職に二職種制があり得るか

上述のような制度、概念、そして実際の職員配置の混乱から生まれた、現在の日本の学校図書館職員「問題」の最大かつもっとも初歩的な論点は、学校図書館専門職に二職種制があり得るか、であろう。私は、大学院生のころ、学校図書館への複数職種配置に関わって、職務分担と協同の指針の必要性を指摘する論文を公にしている。しかしそれから10年のあいだにいくらか見聞を広めて、私は、日本の学校図書館職員制度について、そのような、現状の延長線上から考えていては、最善のもの、正当なものは手に入れられないと考えるようになった。

学校図書館というようなどても小さな職場、職域について、二つの異なる専門職が主張されているなどという例を私は日本以外で聞いたことがな

い。世界に類を見ない、学校図書館専門職の専門性の分割は、ほんとうに可能か、適切か。一職種を成立させる論理を形成して社会的な支持を得るだけでも、世界的に見て、容易ではないというのに。また、このグローバル化社会にあって、図書館・情報専門職の養成も、他国との相互交流や標準化等が避けられない情勢と私は見ていて、そこから取り残されて、日本の学校図書館専門職が世界から孤立した状態で独自の専門職として確立していくということは、20年、30年の単位で考えてみると、私には想像することができない。

日本の学校図書館の二職種制は、歴史的にも、また現在も、専任司書教諭よりも安易な、端的に言えば低コストな、学校図書館担当者の確保という考え方に大きく関係している。であるから、専任の司書教諭は実現しないが、正規職員としての学校司書が実現するということが、仮に実現することがあるとして、それは地方自治体単位でのことだろう。もちろん、それはひとつの選択である。しかし、学校図書館法だけでなく、いわゆる教職員定数法の改正まで実現し、正規の専従の学校図書館担当の専門職を日本において制度化させようとするならば…そんな法改正はひとことで言っても大変なことであって、それを、司書教諭と学校司書の支持者がばらばらになっていて、実現できるとは私は思わない。前掲の図に「乱立する学校図書館関連団体」と書いたのはこのようなことで、関係者、支持者がたくさんいるのは大きな力となるはずなのに、それぞれの組織が学校図書館に関わって異なる主張をしているから、それは関係者以外の人たちから見たらまったく力になっていないのである。

今の、司書教諭の制度と、いわゆる学校司書の方たちの現実の活躍を、一つに統合し、それを正規の、専従の、単一の学校図書館専門職として成立させるための道筋こそが、私たちが今、議論すべきことだと私は考える。そして、協力して、他者に私たちの考えを説明し、社会的な支持を求めたい。

すでに与えられた紙面を超えた。今年は、この「問題」認識について、多くの人と議論する機会を得たいと思っている、ということをお伝えして、筆をひとまず置こう。

(なかもら ゆりこ：立教大学文学部)

[NDC9：017 BSH：1.学校図書館 2.図書館員]